

平成 24 年 2 月 26 日

日本パプテスト連盟医療団
理事長 山岡 義生

一般事業主行動計画の策定について

次世代を担う子供たちを健やかに育成する環境を整備するため、次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づき、前回（平成 22 年）提出の一般事業主行動計画を継承し、つぎの通り新たに一般事業主行動計画を策定する。

この計画の実行により、当医療団職員が仕事と子育てを両立させることができる、働きやすい職場の創出を目指すものとする。

1. 行動計画の期間

平成 24 年 2 月 27 日より平成 26 年 2 月 26 日までの 2 年間

2. 内 容 次世代育成支援対策の内容として定めた事項

I. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

① 育児休業を取得しやすく、復帰しやすい環境の整備

- ・ 育児休業期間中の代替要員の確保

目標：年度ごとの育児休業者の早期予測と代替要員の早期確保の実行

対策* 医療団全組織の育児休業者見通しを早期に把握する。

* 育児休業当該部課および人事課において、人員の予測を立て、課間の配転、部門間の配転により、組織内で要員を確保する。

* 代替要員を外部から採用する場合は、可能な限り早期に採用活動を行うとともに、必要時の採用候補者を常時保持できるよう努める。

(26 年 2 月まで継続)

② 子供を育てる労働者が利用できる措置の実施

- ・ 3 才までの子を養育する従業員の短時間勤務制度の実施

目標：短時間勤務正職員の制度化

対策* 交代勤務以外の業務（前後の勤務の繋がりを要しない業務）について、1 日の勤務時間が、所定勤務時間（7 時間 55 分）から 6 時間までの時間を「所定時間」とする正職員勤務形態を設定する。 (24 年年末)

- ・ 3 才を超えて小学校入学までの子を養育する従業員の、弾力的な勤務対応の検討と実施

目標：始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げの実施

対策* 1 日の所定労働時間は変えずに、始業・終業時刻を各々 15 分づつ繰上げ、または繰下げすることを試験的に実施し、職場、患者、利用者に大きな不都合が生じない場合は、実施事項を制度化する。

状況により繰上げ、繰下げ時間の拡大を検討する。

(25 年年末)

(添付)

③その他

目標：事業所内保育施設の設置検討

*子供を育てる従業員が利用できる事業所内保育施設の設置のための諸調査、および運営費用調査等、施設開設のための検討を行う。(24年年末)

*調査の結果、開設のめどが立った場合は、保育場所、設備、要員の確保に着手する。

*本行動計画終了時期をめどに開設準備を行う。(26年2月末)

(2)働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

①その他

目標：救急、分娩、新生児医療等、不規則かつ過酷な労働に従事する医師の増員、勤務時間の削減、勤務手当の増額による労働条件改善の実施

対策*救急勤務医、産科医、外科医、新生児医療担当医の増員の検討、実施

(25年年度末)

*救急勤務、分娩担当、新生児の受入業務を行った医者に対する、新勤務手当の設定

(24年年末)

II. I以外の次世代育成支援対策に関する事項

①その他

目標：子育て中の職員グループ「子育てサークル」を、補助金を給付して支援する。

対策*活動場所の提供、活動費の補助

補助金の給付計画は1年単位の予算制につき、本年、次年度とも給付計画を継続する。(26年3月まで継続)

以上